

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものです。本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としてします。

2 基本理念(条例第3条)

(1) 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

(2) 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じ、切れ目なく行われなければならない。

(3) 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

→条例に基づき、知事は、子ども・子育て支援に関する基本的な計画を定めることとされている。(条例第11条)

3 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間

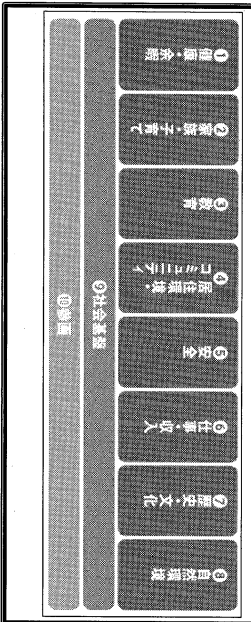
4 いわて県民計画(2019～2028)との関係

いわて県民計画(2019～2028)「長期ビジョン」、第1期アクションプラン「復興推進プラン」、政策推進プラン等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進します。

いわて県民計画(2019～2028)の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援施策を条例に基づいて横断的に推進。

【参考】

いわて県民計画(2019～2028)における100の政策分野



第2章 本県の子どもと家庭をめぐる状況

1 少子化が進行

平成30年の合計特殊出生率は、1.41と依然として低い水準にとどまっています。

2 未婚化・晩婚化が進行

平成27年の本県の50歳未満未婚率は、男性が26.16%、女性が33.07%となっています。平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晩婚化が一層進んでいます。

3 安心して出産できる環境の整備が必要

リスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、悩みを抱える妊産婦等を早期に見出し、相談支援につなげるなど、安心して出産できる環境の整備が必要です。

4 養育者の育児不安が増加

世帯当たり人員数の減少が続いており、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。

5 仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要

保育所等入所待機児童が発生しており、保育所等の利用定員の拡大が必要です。また、多様な保育サービスの実現、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要です。

6 ひとり親家庭の支援の充実が必要

ひとり親世帯では、低所得世帯が依然として多く、公的支援施策が十分に活用されていないため、就労支援、教育支援等の充実とともに、包括的な相談支援体制の構築が必要です。

7 子どもへの貧困対策の推進が必要

子どもへの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないよう、保護者への職業生活の安定等に資するための就労支援の充実、教育の支援の確実な実施、相談支援の強化が必要です。

8 自己肯定感をもつ児童生徒の割合等を更に高めていくことが必要

児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめは受けたくないことと認める児童生徒の割合が増加しており、こうした傾向を更に高めていく必要があります。

9 児童虐待対応件数が増加

児童虐待相談が増加していることから、児童相談所の体制強化のほか、児童虐待のない地域づくりに向け、地域全体で児童虐待防止の取組を推進することが必要です。

10 要保護児童数が増加

要保護児童数が増加しており、家庭的環境での養育を促進するため、里親委託の推進や児童養護施設等の環境改善、施設を退所した子どもに対する進学や就労等の支援が必要です。

11 東日本大震災津波による遺児・孤児への支援が必要

東日本大震災津波による孤児・遺児の人数は震災当時で884人であり、令和元年5月現在、未だその半数近くが成人に達していないことから、引き続き被災した孤児・遺児が安心して学び、成長していくための支援が必要です。

第3章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿

第2章における状況を踏まえ、この計画に基づき施策の実施を通じて目指す姿を次のとおり位置づけ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいきます。

＜目指す姿＞

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて

2 目指す姿指標

本計画は、いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととされていることから、いわて県民計画(2019～2028)長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定します。

- ① 合計特殊出生率
- ② 男性の家事時間割合
- ③ 総実労働時間

3 推進する施策

(1) **子どもの健やかな成長を支援する**
(具体的取組は別紙のとおり、)保護を要する子どもの養育環境及び生きる力を育むための教育環境を整備し、地域における体験活動及び交流活動の促進等に取組みます。

(2) 子育てを家庭で支援する

子育てに関する相談体制及び保育サービスの充実等に取り組みとともに、職業生活と家庭生活との両立のために必要な職場環境の整備を促進し、ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援します。

(3) 子どもを生み、育てようとする者を支援する

多様な機会を通じた結婚、出産、子育て等に関する情報の提供により家庭や子育ての大切さについて理解の促進を図るとともに、経済的に自立した生活を営むための就労の支援の推進等に取組みます。

(4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

いわて県民計画(2019～2028)の「長期ビジョン」第4章「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、被災した子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、三陸のよりの復興の実現のために必要な事業を実施します。

第4章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

条例に基づき、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民の役割を整理

2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

3 **施策の実施状況の公表と計画の見直し**
計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。また、「岩手県子ども・子育て会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行います。

第3章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体的取組

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

- ア 生涯にわたる心身ともに健やかに生活できる環境をつくります
 - (ア) 生涯を通じて健康づくりの推進

イ 生まれ育った環境に関わらず成長できる社会をつくります

- (ア) 子どもが健やかに成長できる環境の整備
- (イ) 子どもの貧困対策の推進（子どもの貧困対策推進計画関連施策）
- (ウ) 児童虐待防止対策の推進（児童虐待防止アクションプラン関連施策）
- (エ) 社会的養育体制の充実（社会的養育推進計画関連施策）

ウ 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

- (ア) 学校、家庭、地域の連携の仕組みづくり
- (イ) 豊かな体験活動の充実

エ 健全で、自立した青少年を育成します

- (ア) 個性や主体性を発揮して自立した活動ができる環境づくりの推進
- (イ) 愛着を育てる地域づくりの推進
- (ウ) 青少年を事件・事故から守る環境づくりの推進

オ 児童生徒の豊かな学力を育みます【知育】

- (ア) これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成

カ 児童生徒の豊かな人間性と社会性を育みます【徳育】

- (ア) 自己の生命を大切にし、他人の権利を尊重する心の育成
- (イ) 学校・家庭・地域が連携した体験活動の推進などを通じて豊かな心の育成

キ 児童生徒の豊かな体を育みます【体育】

- (ア) 健康教育の充実

ク 共に学び、共に育つ特別支援教育を進めます

- (ア) 就学前から卒業後までの一貫した支援の充実
- (イ) 特別支援教育の多様なニーズへの対応
- (ウ) 県民と協働した特別支援教育体制づくりの推進

ケ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

- (ア) いじめ防止対策の推進といじめ事案への適切な対応
- (イ) 児童生徒が寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

コ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます

- (ア) 安心して学べる環境の整備
- (イ) 目標達成型の学校経営の推進

サ 地域に貢献する人材を育てます

- (ア) 郷土に誇りと愛着を持ち、地域に貢献する教育の推進
- (イ) キャリア教育の推進とライフデザイン能力の育成

シ つながりや活力を感じられる地域コミュニティを守り育てます

- (ア) 地域コミュニティを基盤とした防災体制づくり

ス 自助、共助、公助による防災体制をつくります

- (ア) 県民への正しい防災知識の普及と防災意識の向上(自助)
- (イ) 地域コミュニティにおける防災体制の強化(共助)
- (ウ) 実効的な防災・減災体制の整備(公助)

セ 事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます

- (ア) 地域ぐるみでの防犯意識の高揚に向けた取組の推進
- (イ) 犯罪被害者を支える社会づくりの推進
- (ウ) 少年の非行防止と保護対策の推進
- (エ) 交通事故抑止対策の推進

リ 食の安全・安心を確保し、地域に根ざした食育を進めます

- (ア) 地域に根ざした食育と食を楽しむ環境づくりの推進

タ 多様で優れた環境を守り、次世代に引き継ぎます

- (ア) 環境学習の推進と県民等との連携・協働の取組の促進

(2) 子育て家庭を支援する

- ア 必要に応じた医療を受けることができる体制を充実します
 - (ア) 質の高い医療が受けられる体制の整備

イ 住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります

- (ア) 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

ウ 生涯を通じて学び続けられる場をつくります

- (ア) 多様な学習機会の充実

エ 安心して子どもを生育てられる環境をつくります

- (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進
- (イ) 子育て家庭への支援
- (ウ) 多様な保育サービスの実施（子ども子育て支援事業支援計画関連施策）
- (エ) ひどい親家庭の自立の支援（ひどい親家庭等自立促進計画関連施策）
- (オ) 障がい児の療育支援体制の充実
- (カ) 家庭教育を支える環境づくりの推進

オ 仕事と生活を両立できる環境をつくります

- (ア) 働き方改革の取組の推進

(3) 子どもを生き、育てようとする者を支援する

- ア 安心して子どもを生育てられる環境をつくります
 - (ア) 結婚・家庭・子育てに希望を持てる環境づくりの推進
 - (イ) 安全・安心な出産環境の整備

イ 一人ひとりの能力を発揮できる環境をつくります

- (ア) 県内就業の促進及びDU・Uターンによる人材確保の推進
- (イ) 女性・若者・障がい者などへの職業能力開発の支援

(4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

- ア 健康の維持・増進を図るとともに、要保護児童を支援します
 - (ア) 被災者のこころケアの推進
 - (イ) 要保護児童への支援

イ きめ細かな学校教育を実践するとともに、教育環境の整備・充実を図ります

- (ア) 安心して学べる環境の整備